

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 7 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第94号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分の改正規定中

「

食器棚	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	2,000円

を

」

「

食器棚	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,500円	に、
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	2,500円	

」

「

折り畳み式のもの	2,000円	を
----------	--------	---

」

「

折り畳み式のもの	1,000円	に、
----------	--------	----

」

「

ミシン（卓上式のもの）	1,500円	を
-------------	--------	---

」

「

ミシン（卓上式のもの）	500円	に改める。
-------------	------	-------

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。